

虐待を知る

～虐待防止と対応の手引きを読み解く～

社会福祉法人ひまわり福祉会 凧の丘 中上 晋一

今回の講義の内容

- 手引きをもとに、虐待と虐待防止法の基本的な部分を押さえる
- 虐待に関するトピックスや具体的なエピソードを紹介する

今回の講義の目的

虐待防止の手引きと虐待防止法の基礎を確認

「虐待とは何か」と、虐待が起きた時の対応を確認

この業界から、虐待を少しでも減らす

虐待について・・・

- あってはならないこと？
- 我々には関係のないこと??

障害者虐待防止法の成立

P5-1

(P63)

- 平成24年(2012年)10月1日に施行されました。
- この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。（法第一条）

虐待防止法の前提として



- 日本国憲法第11条「基本的人権の尊重」
- 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。
- 第13条「個人の尊厳と幸福追求権」
- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

虐待防止法の関連法

P4

- 障害者の権利に関する条約（平成26年1月に批准）
- 障害者基本法（平成25年6月改正）
- 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律
（総合支援法・平成25年4月施行）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（差別解消法・平成28年4月施行）

障害者虐待防止法の意義

P5-2

- 90年代に重大な障害者虐待事件が次々に明るみになる
- 障害者の多くは、自らSOSを訴えることができない
- 家族も「預かってもらっている」という意識から泣き寝入り
- 全ての国民が通報義務を負うことで、虐待を許さない社会に

障害者虐待防止法の意義2

P5-2

- 全市町村に虐待防止センターを設置し、通報後の動きを規定
 - 養護者が虐待の加害者になるケースを鑑み、養護者に対する支援も法の中で定める
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
...が法の正式名称です**
- 障害者を支援する施設内に虐待防止委員会を設置し、防止や対応について活動する

手引きで紹介されている虐待事件

P5-2

- 水戸アカス事件（1995年）：アカス紙器という会社で起きた障がいのある従業員への虐待事件。低賃金での長時間労働や、身体的、性的虐待等が横行していた。
- サングループ事件（1996年）：サン・グループという会社で日常的な暴力や年金の横領等があり、4名の死亡者と4名の行方不明者を出している。
- 両事件とも、世間では「障害者支援に手厚い会社」という評判であった

手引きで紹介されている虐待事件②

- 白河育成園事件（1997年）：福島県白河市の入所施設で、利用者には医師以外の処方による薬漬け、暴力、性的虐待が日常的に横行。家族には多額の寄付金を強要。事件発覚後、廃園。
- カリタスの家事件（2004年）：異食の強要、殴る蹴るの日常的な暴力があった。5年間で46件の虐待が確認され、被害者は約30人に上った。カリタスの家は自閉症の専門施設で、重度でも支援できると評判だった。

障害福祉サービス事業者としての使命

P6-3

- 事業者の使命は、権利の主体者である福祉サービス利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力すること
- 利用者のニーズをベースにした支援
- 意思決定の支援
- 説明のできる支援
- 合理的配慮

障害者虐待を契機に再生した事業所の事例

- 虐待が明るみに出た後、多くの事業所は事業を継続しています。原因や通報されなかった要因を分析し、適切に再生した事業所の例は複数あります。

- 一例として・・・

中井やまゆり園の調査報告

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r8371072.html>



中井やまゆり園の虐待事例について

- 「虐待と思われる事例」のほか、「不適切で改善すべき事例」も紹介されています。
- 報道されるようなショッキングな内容のほか、支援の現場でありがちな内容も多い。
- 虐待は「あってはならないこと」ではなく、「いつでも起きる可能性があること」という思いを持つことが必要

通報は全ての人を救う

- 深刻な虐待事案は、軽微な行為が放置されることによってエスカレートして起こっている。
- 利用者はもちろんのこと、虐待を行った職員は失職や刑事罰、事業所としても管理者の責任追及や行政処分など・・・
- 通報により利用者の被害を最小限にとどめ、職員、事業所もやり直す機会を得られるかもしれない。

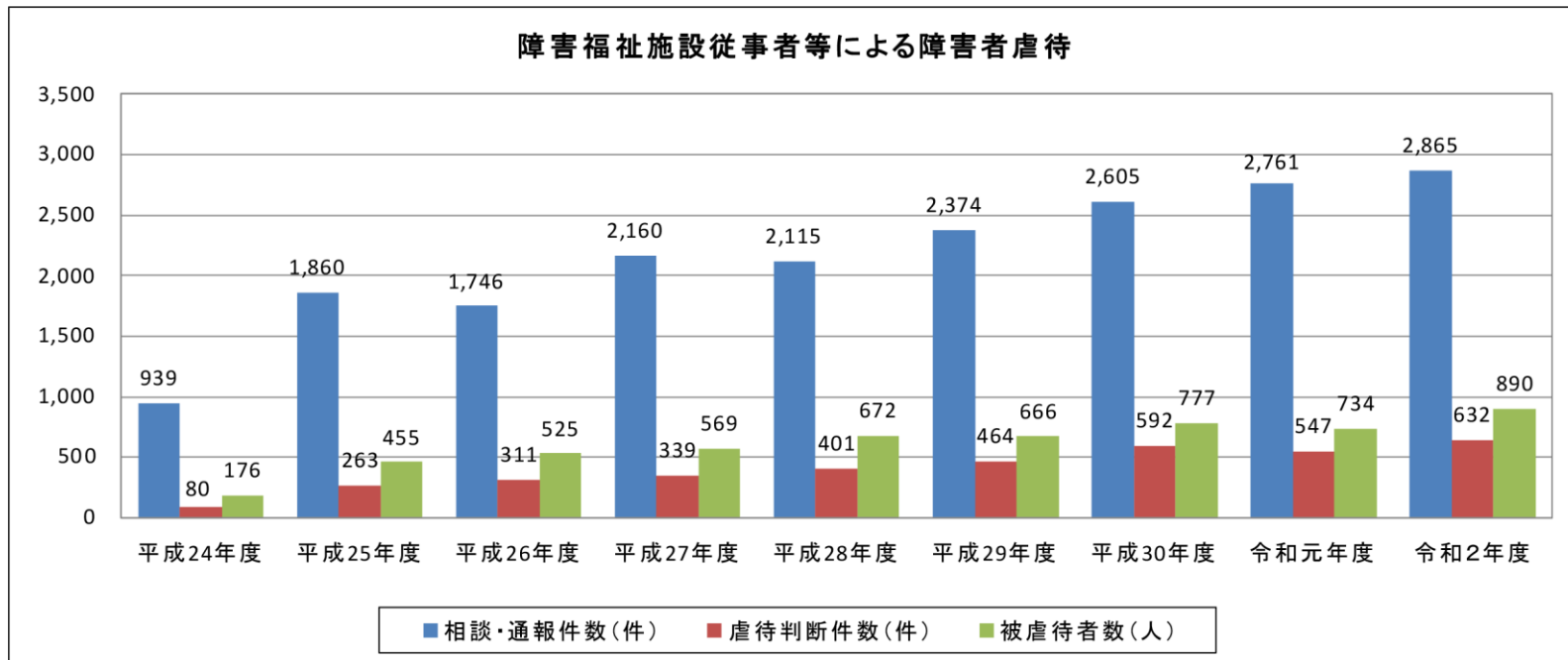
※通報の件数は年々増加している

- 障害者虐待防止法は虐待した人を罰する法律ではなく、障害がある方の権利擁護のための法律
- 「虐待をしている」「虐待をされている」…本人の自覚は問わない。
- 虐待か否かの判断は虐待防止センター等の第三者機関が行う
- 通報した職員は法律によって保護される
- 障害者虐待防止法
 - 秘密漏示罪、守秘義務違反などに問われない（第16条第3項）
 - 解雇その他の不利益な取扱いを受けない（第16条第4項）
 - ※通報が虚偽、一般的に合理性が無い「過失」によるものを除く

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和2年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,865件であり、令和元年度から増加(2,761件→2,865件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は632件であり、令和元年度から増加(547件→632件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は890人。

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890



* 平成24年度は下半期のみのデータ

障害者虐待の定義

- 「障害者」は手帳を持つ人に限らず、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人を含む。18歳未満の方も。

虐待の加害者として

- ・ 養護者 ... 家族、親族、同居人等
- ・ 使用者 ... 雇用主や事業の経営担当者等
- ・ 障害者福祉施設従事者等

他法との関係

P8-2

- 高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、
（65歳未満の障害者であっても）高齢者虐待防止法が適用
 - 児童福祉施設の入所者に対しては児童福祉法が適用。
- ※18歳以上で総合支援法による給付であれば障害者虐待防止法が適用される。

虐待の種類

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置 (ネグレクト)
- 経済的虐待

虐待の具体的事例① 身体的虐待

- ①暴力的行為
- ②本人の利益にならない強制による行為
- ③正当な理由のない身体拘束
- 具体的事例
 - 殴る、蹴る 壁に叩きつける つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
 - 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込めるなど） 施設側の管理の都合で睡眠薬などを服用させる

虐待の具体的事例② 性的虐待

- ・あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・裸にする
- ・性器への接触
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する
- ・わいせつな映像を見せる
- ・裸の写真を撮影する

虐待の具体的事例③ 心理的虐待

- ①威嚇的な発言、態度
- ②侮辱的な発言、態度
- ③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
- ④障害者の意欲や自立心を低下させる行為
- ⑤交換条件の提示
- ⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為
- ⑦その他著しい心理的外傷を与える行為

虐待の具体的事例④ 放置、放棄

- ①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為
- ④障害者の権利や尊厳を無視した行為またはその行為の放置
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

虐待の具体的事例⑤ 経済的虐待

- 本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
 - ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - ・ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない
 - ・ 本来支払われるべき賃金を支払わない
- ・ 最低賃金未満で雇用する

従事者等による虐待の内訳(R2年度)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%

1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

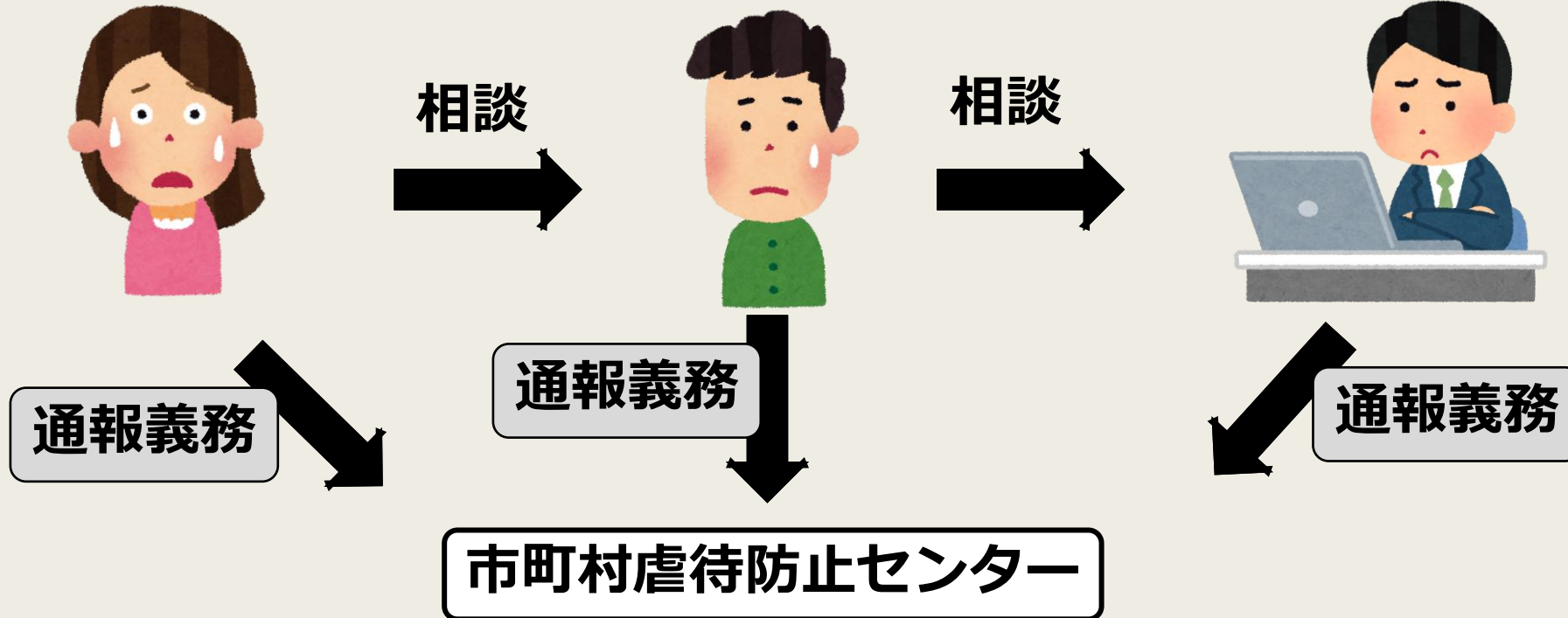
P13

- 虐待の疑いがあればまず通報。

虐待を発見した人

サービス管理責任者

施設長・管理者



虚偽答弁に関する罰則・通報者の保護

P14

- 調査に対し虚偽の報告・答弁等行うと罰金に処されることも
- 通報は匿名でも可能であり、通報者の身元は保護される

虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

P15

- 利用者、家族は「弱い立場」になりやすい
- 「お世話になっている」意識から、我慢してしまうことも多い
- 虐待に限らず、通常の支援を向上させ利用者ニーズが充足することによって問題が軽減し虐待防止につながることもある

5 虐待を防止するための体制について

P15～18

- (1)運営責任者の責務
- (2)運営基準の遵守
- (3)事業所としての体制整備

(1) 運営責任者の責務 虐待のあった事業所に共通した課題

- ガバナンス（管理体制）
 - ・ 「理念」「使命」「長期目標」「コンプライアンス」等の欠如
 - ・ 役割分担や指揮命令系統、責任の所在が不明確
 - ・ 職員や関係機関との連絡調整が不十分
- 利用者支援・人材育成
 - ・ 組織的・計画的な採用と育成がなされていない
 - ・ 特に自閉症についての障害特性、行動障害の理解、支援について専門性の欠如
 - ・ 利用者支援におけるPDCAサイクル、組織的支援方法の欠如
 - ・ スーパービジョンの欠如
 - ・ 利用者支援における関係機関等の連携の欠如

(2) 運営基準の遵守

- 人員、設備等の基準を遵守すること
- 虐待防止委員の設置、虐待防止研修受講の義務化
(R4.4より)

(3) 事業所としての体制整備

- 「虐待防止委員会」の設置
- 虐待防止委員長 = 虐待防止責任者 = 管理者
+ 虐待防止マネージャー を設置すること

(4) 虐待防止委員会の役割

P19

- 虐待防止のための計画作り
 - ・ 研修計画
 - ・ 職場環境の確認と改善
 - ・ マニュアルやチェックリスト作成
 - ・ 掲示物等啓発ツールの作成
- 虐待防止のチェックとモニタリング
 - ・ 職員の自己点検を支援
 - 現場での課題抽出
- 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- 身体拘束適正化委員会を兼ねることも可能

事業所の体制や通報のルールについては全ての職員に周知すること

P20

一例

虐待を発見した人

施設長・管理者



報告



通報と協力



市町村虐待防止センター

- 事業所として上記のルールを定めていたとしても、全従業員に通報の義務があることは必ず周知しなければいけない

6 人権意識、知識や技術向上のための研修

P21

■ (1)考えられる研修

- ①人権意識を高めるための研修
- ②職員のメンタルヘルスのための研修
- ③適切な支援のための知識・技術を獲得する研修
- ④事例検討
- ⑤利用者や家族等を対象にした研修

7 虐待を防止するための取り組みについて

- ①管理者が日常的な支援場面を把握する
- ②性的虐待防止
 - ・できる限り同性介助になるよう配慮
 - ・勤務中のスマートフォン使用に注意
- ③経済的虐待防止
 - ・複数人で管理する体制をつくる
 - ・台帳等を適切に作成する

P23

風通しのよい職場環境にしておくこと

(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

P25

- ①事故・ヒヤリハット報告書、セルフチェックとPDCAサイクルの活用
- ②苦情解決制度の活用
- ③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ④ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用

- 虐待が疑われる事案があった場合の対応
- 通報者の保護
- 市町村・都道府県による事実確認への報告
- 虐待を受けた障害者や家族への対応
- 原因の分析と再発の防止
- 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割
- 虐待した職員や役職者への処分等

P29～

VII 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

P35

■ 身体拘束の具体例

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

やむを得ず身体拘束を行うとき

- 三要件 ①切迫性 ②非代替性 ③一時性

P36

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への相談、報告
- ④必要な事項の記録

※身体拘束廃止未実施減算

身体拘束に関する注意点

- ・ ・ ・。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられる（P40）
- 身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解される

6 行動障害のある利用者への適切な支援

P42

- いわゆる「強度行動障害」のある方が虐待に遭いやすい
- チームで対応し、適切な支援を心がけることで問題が軽減するケースも
- 強度行動障害支援者研修などを有効に活用
(重度障害者支援加算の算定要件)

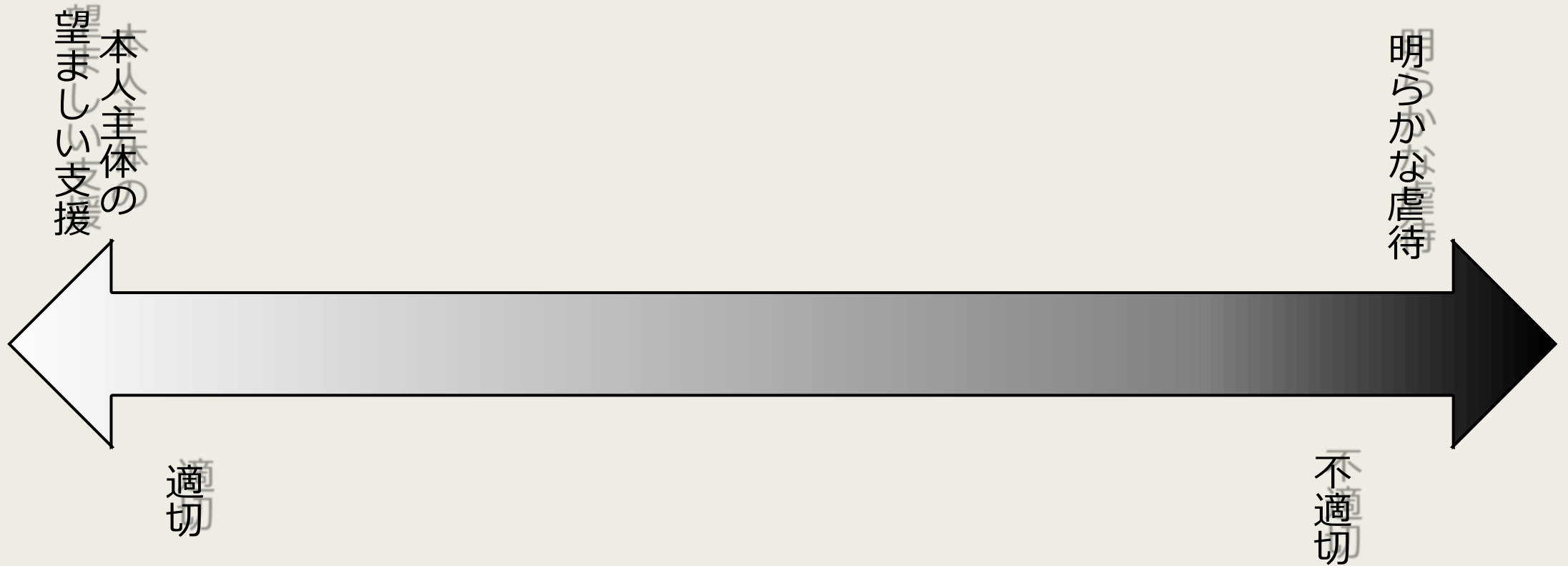
通報の手順と参考例

確認

もし、あなたが虐待を見かけたら・・・

- 市町村に設置された虐待防止センターに直接連絡
- 上司や管理責任者、虐待防止委員等に報告
- 虐待かどうかは行政等が判断する

グレーゾーンの支援を減らそう



虐待が起こりやすい環境

- 閉鎖的な環境
- 重度の方を支援している（言葉を発しない、行動障害が激しい）
- 職員のスキルが育っていない、余裕がない
- 職員が利用者に厳しいルールを課す

最後に 従事者の皆さんへ

- 福祉の仕事は「感情労働」＝相手（＝顧客）のために、自分の感情を操作、または抑圧することを職務にする、精神と感情の協調が必要な労働
- ストレスを感じやすく、溜めやすく、燃え尽きてしまうことも
- 自分と、一緒に働く仲間を大切に・・・

